

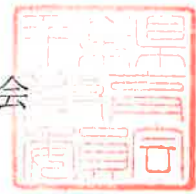
教生第603号
千葉県生涯学習審議会 様

「県立図書館の今後の在り方」について（諮問）

このことについて、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年 法律第71号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり諮問します。

平成29年10月4日

千葉県教育委員会



別紙

(諮問事項)

県立図書館の今後の在り方について

(諮問理由)

県立図書館は、明治25年5月「千葉県教育会附属書籍館」として開館し、昭和9年7月に県立図書館新館舎が千葉市市場町（旧県庁南庁舎の位置）に落成し、昭和43年6月、旧県警本部庁舎建設に伴い、現在の地に移転した。

その後、昭和62年7月には、県立図書館2館目となる西部図書館が松戸市に開館し、平成10年11月には、3館目となる東部図書館が旭市に開館し、現在に至っている。

県教育委員会では、平成23年12月に、県立図書館協議会の答申、県生涯学習審議会からの意見を踏まえ、県立図書館の果たすべき役割や機能を明確にし、これからの時代にふさわしい「千葉県立図書館の今後の在り方」を策定した。

この在り方では、これまでの中央図書館、西部図書館及び東部図書館が県内各地域を分けて図書館活動を支援する「地域分担」の考え方を改め、中央図書館を県立図書館の中核と位置付け、3館が一体となって県内の図書館活動の充実・振興を図る「機能強化」を目指し、社会の状況の変化に対応するため、概ね5、6年後の見直しを前提とした方針を示している。

また、平成28年2月には、「千葉県公共施設等総合管理計画」が策定され、今後30年間で延べ床面積を15%縮減する方針が示され、平成28年7月には、千葉県行政改革推進本部において、新たな「公の施設の見直し方針」が策定され、「現行の県立図書館3館体制について、その役割や今後の図書館を取り巻く状況を踏まえ、機能集約化等も含め継続して検討を行う」こととされたことから、行財政改革の視点も含め標記のとおり諮問するものである。